

インターネット接続サービス契約約款 変更点一覧

2020年9月1日

インターネット接続サービス契約約款 変更前	インターネット接続サービス契約約款 変更後	備考																					
(最低利用期間) 第9条	(最低利用期間) 第9条 10 ひまわり光パック1ギガトリプル、ひまわり光パック500メガトリプル、ひまわり光パック500メガダブルについては、第1項の最低利用期間は、各ひまわり光パックの契約対象サービスのご利用料金が満額請求となる月から起算して3年間とします。3年契約終了月の翌月（37ヶ月目の月の1日から末日まで）、翌々月（38ヶ月目の月の1日から末日まで）のように、契約日から満3年の整数倍の期間が経過した直後の2ヶ月間を契約更新月として定めます。契約更新月にお客様からのお申し出がない限り、同一契約条件で3年間自動更新となり、以降も同様となります。	追加 以降、項番																					
	11 前項の最低利用期間内に、契約の解除があった場合は、契約者は当社に対し、事項に定めるところにより計算した解除料を当社が指定する方法により一括して支払うものとします。																						
	12 前項の解除料は、下記表に準じた額とします。 <table border="1" data-bbox="1153 422 1904 486"> <thead> <tr> <th colspan="3">利用期間</th> <th colspan="3">利用期間</th> <th rowspan="2">以後同様</th> </tr> <tr> <th>1～12ヶ月目</th> <th>13～24ヶ月目</th> <th>25～36ヶ月目</th> <th>37～38ヶ月目</th> <th>39～48ヶ月目</th> <th>49～60ヶ月目</th> <th>61～72ヶ月目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>48,000円</td> <td>36,000円</td> <td>10,000円</td> <td>契約更新月</td> <td>48,000円</td> <td>36,000円</td> <td>10,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">自動更新</p>	利用期間			利用期間			以後同様	1～12ヶ月目	13～24ヶ月目	25～36ヶ月目	37～38ヶ月目	39～48ヶ月目	49～60ヶ月目	61～72ヶ月目	48,000円	36,000円	10,000円	契約更新月	48,000円	36,000円	10,000円	
利用期間			利用期間			以後同様																	
1～12ヶ月目	13～24ヶ月目	25～36ヶ月目	37～38ヶ月目	39～48ヶ月目	49～60ヶ月目		61～72ヶ月目																
48,000円	36,000円	10,000円	契約更新月	48,000円	36,000円	10,000円																	
(料金等の支払い) 第35条	(料金等の支払い) 第35条 4 当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、料金又は工事に関する費用を徴収することが適当ではないと判断したときは、この約款の規定にかかわらず、臨時に、その料金又は工事に関する費用を減免（減額または免除）することがあります。災害が発生した場合においても同様です。	追加 以降、降番																					
	5 当社は、料金等を減免（減額または免除）したときは、その旨を、関係のインターネット接続サービス取扱所に掲示する等の方法により周知するものとします。																						
付則	付則 3 この約款は、2020年9月1日より施行します。	約款施行日を追加																					
料金表（ひまわり光サービス） 通則 (料金等の臨時減免) 3 当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、この約款の規定にかかわらず、臨時に、その料金又は工事に関する費用を減免することがあります。当社は、料金等の減免を行ったときは、関係のインターネット接続サービス取扱所に掲示する等の方法により、その旨を周知します。	料金表（ひまわり光サービス） 通則	削除																					
料金表（同軸（HFC）サービス） 通則 (料金等の臨時減免) 3 当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、この約款の規定にかかわらず、臨時に、その料金又は工事に関する費用を減免することがあります。当社は、料金等の減免を行ったときは、関係のインターネット接続サービス取扱所に掲示する等の方法により、その旨を周知します。	料金表（同軸（HFC）サービス） 通則	削除																					
料金表（山間地域） 通則 (料金等の臨時減免) 3 当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、この約款の規定にかかわらず、臨時に、その料金又は工事に関する費用を減免することがあります。当社は、料金等の減免を行ったときは、関係のインターネット接続サービス取扱所に掲示する等の方法により、その旨を周知します。	料金表（山間地域） 通則	削除																					